

# 平成19年度から市・県民税が変わります

国から地方（市・県）への税源移譲が実施され、所得税は減少、市・県民税は増加します

市と県が身近な行政サービスをより効率よく行うことができるように、国の税収入を減らし、市と県の税収入を増やす「税源移譲」が平成19年から実施されました。

そのため、平成19年度市・県民税所得割の税率は、一律10%（市民税6%、県民税4%）になり、所得税の税率も変わります。この税源移譲により、1月から所得税が減少し、6月から市・県民税が増加します。

区分	改正前	改正後
所得税	課税標準額	課税標準額
	1,800万円 37% - 2,490,000円	1,800万円 40% - 2,796,000円
	900万円 30% - 1,230,000円	900万円 33% - 1,536,000円
	330万円 20% - 330,000円	695万円 23% - 636,000円
	0万円 10%	330万円 20% - 427,500円
	(平成18年分まで)	195万円 10% - 97,500円
		0万円 5%
		(平成19年分から)
市・県民税	課税標準額	課税標準額
	700万円 13% - 310,000円	一律 10%
	200万円 10% - 100,000円	
	0万円 5%	
	(平成18年度分まで)	(平成19年度分から)

課税標準額...収入から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除など諸控除を差し引いた残りの金額のことをいいます。

## 調整控除が新設されます

市・県民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除に差があり、同じ収入金額でも、市・県民税の課税標準額は所得税よりも多くなり、市・県民税を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、税負担が増えてしまいます。

このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、市・県民税を減額することによって、納税者の税負担が変わらないように調整控除が設けられました。

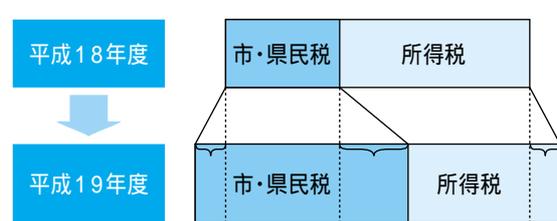
## 【市・県民税と所得税の人的控除額の例】

	市・県民税	所得税	控除額の差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

## 定率減税が廃止されるため税負担が増加します

平成18年度分は市・県民税所得割額の7.5%（上限2万円）を定率減税として減額していましたが、平成19年度分（所得税も平成19年分から定率減税が廃止されます）廃止され、税負担額が増加します（下図参照）。

## 【所得税と市・県民税の納税額イメージ】



は、税源移譲により増加した市・県民税を示しています。同じ額だけ所得税が減少しているため、税源移譲による税負担の増減はありません。

は、定率減税廃止により増加した市・県民税を示しています。

は、定率減税廃止により増加した所得税を示しています。昨年度と比べ、**・**の部分の税負担が増加します。

市・県民税の納税通知書は、個人で納付（普通徴収）される方へは6月中旬に市役所から郵送します。会社の給与天引きにより納付（特別徴収）される方は、6月に会社を通して通知します。

☎ 税務課市民税係 ☎ 44-3109